

徳島県告示第二百七十四号

国土地理院長から、次のように基本測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
基本測量（電子基準点付属標取付観測）	名東郡佐那河内村	令和元年八月十九日から 令和元年十一月三十日まで